

諮問番号：平成28年度諮問第22号

答申番号：平成28年度答申第21号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の精神障害の状態は、前回と同様に障害等級2級が妥当であり、原処分（精神障害者保健福祉手帳申請に係る認定処分）に不服である。

2 処分庁の主張の要旨

精神障害者保健福祉手帳申請書（以下「本件申請書」という。）には、国民年金・厚生年金保険年金証書（年金決定通知書と一体となっているもの）の写し（以下「本件年金証書の写し」という。）が添付されており、この場合は、年金3級であれば、手帳3級であるものとするとしている。

新さっぽろ年金事務所長に審査請求人に係る障害年金の受給状況を照会し、当該障害年金の等級は3級であるとの回答に基づき障害等級3級の手帳の交付を行っていることから、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審査請求人は、精神障害者保健福祉手帳の更新を受けるため、本件申請書に本件年金証書の写し等を添付して申請をしたところ、処分庁は、新さっぽろ年金事務所長に障害年金の受給状況の照会を行い、審査請求人が現に障害年金を受給していること、障害種別は「精神障害」であること、等級は「3級」であることを確認し、これらに基づき、障害等級を3級とする原処分を行ったものである。

これら一連の事務処理は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領に従った適正なものであり、原処分に違法又は不当な点があるとはいえない。

2 審査請求人は、前回と同様に障害等級2級が妥当であると主張しているが、申請書に障害厚生年金等の精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し（以下「年金証書等の写し」という。）が添付されている場合には、同手帳の障害等級は、障害年金の等級に連動して決定されるものであり、障害年金の等級が3級である以上は、同手帳の障害等級は3級とするほかないから、審査請求人の主張には理由がない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年12月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

精神障害者保健福祉手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うが、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領によれば、申請者が年金証書等の写しを添付したときは、都道府県知事は、同手帳の交付の可否及び障害等級の判定を、都道府県に設置されている精神保健福祉センターに行わせることなく、障害年金の等級に連動して行うこととされており、同手帳の更新（同法第45条第4項の都道府県知事の認定）に当たっても、同様の取扱いとされている。

これを本件についてみると、審査請求人は、同手帳の更新を受けるため、本件申請書に本件年金証書の写し等を添付して申請をしたところ、処分庁は、新さっぽろ年金事務所長に障害年金の受給状況の照会を行い、障害年金（精神障害）の等級が3級であるとの回答結果に基づき、同手帳の障害等級を3級とする原処分を行ったことが認められ、原処分を違法、不当とすべき事実や、原処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落があるとは認められなかった。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美